

# 行政職・福祉職のための成年後見制度

## 第5回 ふたつの事例



## アンケートに寄せられた意見

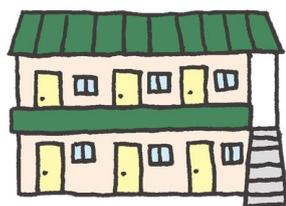
最初のケーススタディのような件は多いのですが、入院中に後見の申し立てを行っても審判が下りる前に退院となるケースがほとんどです。退院してから後見人がつくまでのお金の管理や契約行為、サービスの調整などに制限が出るので本人にとって不利益なのではと感じることがあります。この申し立てから審判が下りるまでの期間の本人への支援については、どの勉強会でも具体的な示しがないので悩ましく感じます。

## ケーススタディ：身寄りのない高齢者



- 身寄りのない高齢者が、福祉のサービスを受けながら、アパートで暮らしていました。
- ある日、散歩にでられたところ、家の近くで倒れました。
- 運良く、訪問予定のヘルパーさんに発見され、救急車で病院に運ばれ、いのちは助かりました。
- 脳出血だったようです。

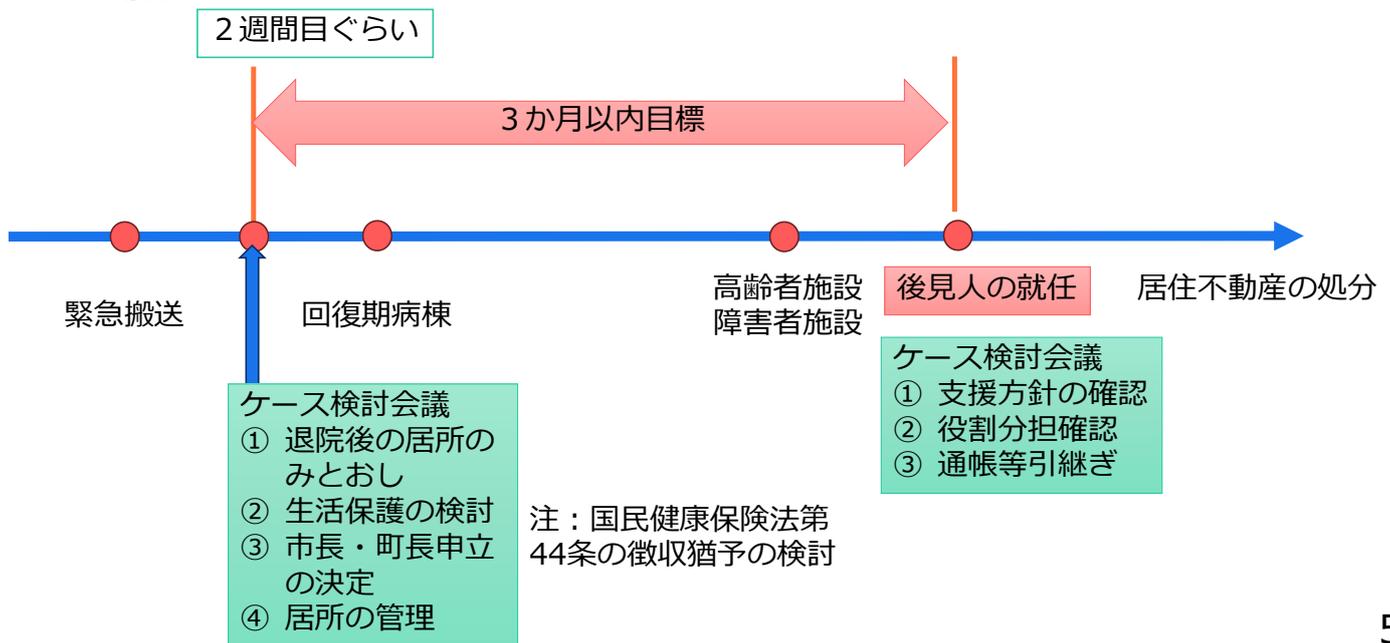
## ケーススタディ：検討



- ケアマネジャーさんにも連絡が来ました。
- 在宅復帰は、無理だろうということで、しばらく病院にいたあと、福祉施設に入所の方向となりました。
- 今後、病院の医療費の支払い、アメニティの支払い、退院後の福祉施設との契約、アパートの解約、そのための残置物処分など、いろいろなことが必要となります。
- これらに対応するには、後見人が必要です。

## ケース1 緊急搬送された人のその後

Aさんの場合



5

## 自宅に戻れない場合

・次のようなことが必要になります。

本人ができない場合は、後見人等が就くまで待つこととなります。

- 水道を止める
- ガスを止める
- 電気を止める
- アパートの残置物を処理する
- アパートを解約する
- 施設で生活するために必要な物品をそろえる

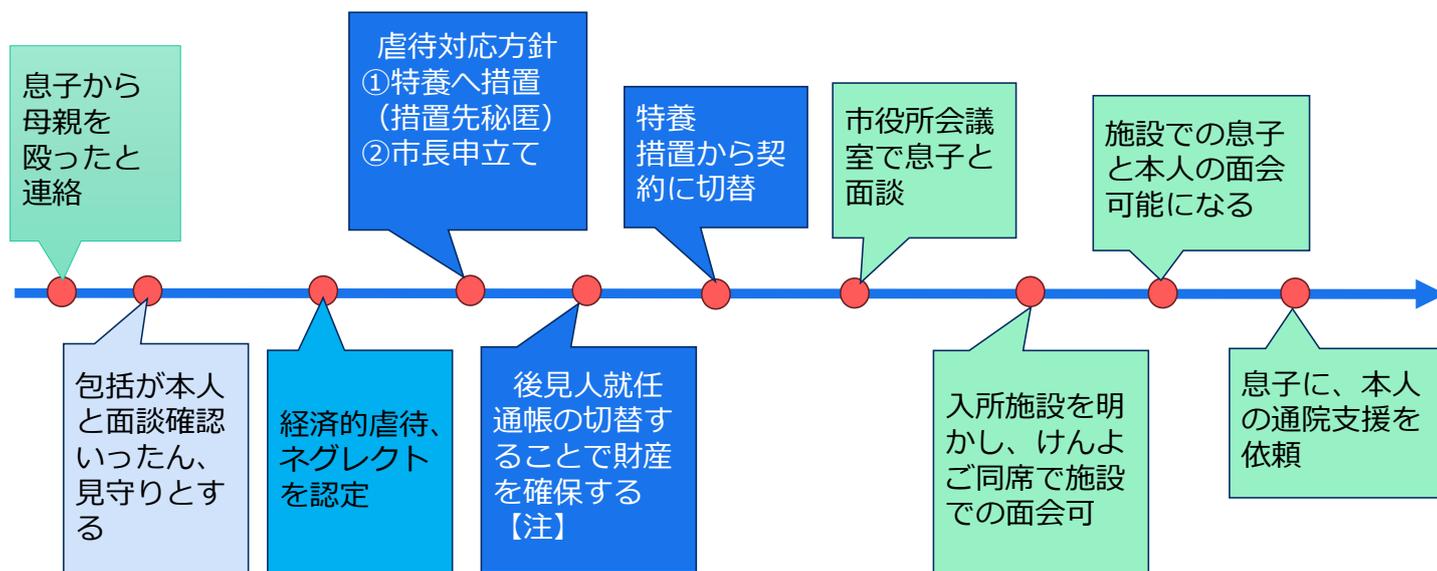
6

## ケーススタディ 2 虐待ケース

- ・認知症高齢者のBさんは、息子と団地でふたり暮らしをしていました。
- ・息子は、母親の認知症が進むにつれ、母親の面倒が見きれず、大きなストレスを抱えていました。
- ・息子から、地域包括支援センターに「母親に手を挙げてしまった」と連絡。包括が訪問時したときには、顔面に殴られた跡があるが、本人は殴られたことを忘れていました。
- ・息子は反省しているようであり、見守りを継続することになりました。
- ・息子は、働いてはいましたが、十分な収入がなく、あるいは、借金のためか、母親の年金に手をつけている様子が伺えました。
- ・デイサービスに通わせるお金がない、医者に通わせるお金がないということで、本人の健康が損なわれている状況が確認できたので、経済的虐待、ネグレクトと認定し、虐待対応の措置をとることとなりました。

## 虐待ケース タイムライン

Bさんの場合



【注】 このケースでは、「審判前の財産保全処分」の申立てを行った。

## 7月2日（水）グループワークを開催します

動画配信で学んだことをつかって検討する練習をします。

オンラインで開催します。

時間は、13時30分から16時までです。

質問コーナーもありますので、動画を見てよく分からなかったところを質問できます。

グループワークを申し込んでいない人は、右のQRコードから申し込んでください。班分けの都合上、6月27日（火）までをお願いします。



## アンケート

質問等があれば、アンケートに御記入ください。

できるだけ、グループワークのときなどの機会に回答いたします。

また、メールアドレスを記入していただければ、メールで回答します。

<https://forms.cloud.microsoft/r/wuZ0unMsHf>

### 行政・福祉職のための成年後見制度 第5回 アンケート

